

スサ申3号「就業規則の改正等について」に関する申し入れの解明交渉の報告②

解明交渉のうち、一部をピックアップして掲載します。

2、基本給の一部見直しについて、改定額を3等級及び4等級における基本給表の下限額を7,000円とした根拠を明らかにすること。

- 会・3等級及び4等級の社員は20代半ばから30代が多く、一般職の中核を担っている。
- 社・結婚などのライフイベントも多くなりやすく、費用が掛かる。

下限額だけではなく、上限額も引き上げるべきだ！

4、初任給改定の経過措置について、「現在在籍している社員のうち、1等級の社員並びに2等級の高専・短大・専門卒及び大・院卒の初任給適用社員」と示されているが、2等級の高卒が対象外となっている理由を明らかにすること。

- 会・2等級へ昇級した高卒に8,000円を上乗せすると、同じく昇級した高専・短大・専門卒
- 社 の社員と賃金の逆転が起きてしまう。

2等級高卒も4,000円上げるべきだ！！

5、初任給調整措置の新設について、水戸支店管内、大宮支店管内宇都宮駅務管区、高崎支店管内高崎駅務管区・前橋駅務管区を対象外としている理由を明らかにすること。また、在級年数1年経過毎に支給月額500円ずつ漸減する理由をあきらかにすること。

- 会・地場賃金とは、都道府県ごとの最低時給賃金水準を示している。
- 社・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を含む箇所のみ。そのため、前述の管区は含まれていない。

地域による賃金格差はおかしい！定期昇給額も低い現実！改善すべきだ！

6、賞与における成績率の見直しを実施する理由を明らかにすること。また、評価の基準を明らかにすること。

- 会・現行の規則では罰則のみだった。今回、増額適用を導入する。
- 社・夏季手当、年末手当は分けて評価する
- ・組合所属による評価の差別は、一切ない。

成果や評価を求め過度な競争が発生するのではないか！

組合として注視していく！

ステーションサービス協議会に対する
質問等はこちらまで

 [JR東労組お問い合わせフォームはこちら！](#)